

NOSAI いわて

創刊号
No.1 4
2015 April



新NOSAI岩手がスタート
事務所配置図・組織機構図
水稲・大豆・そば共済のお知らせ



新NOSAI岩手がスタート

本年4月1日をもって県内7つの農業共済組合が合併し、新たに岩手県農業共済組合(呼称 NOSAI岩手)がスタートします。新組合では、これまでの7組合事務所を地域センター、連合会事務所を本所(盛岡市)とし、家畜診療所についても従来通りの診療体制を維持します。今後とも組合員のみなさまへの補償の充実と損害防止活動をはじめ、農家支援事業の強化に一層努めてまいります。

NOSAIの理念

農業は 緑 土 水 を守り
豊かな食料を供給する産業です
わたくしたちNOSAIは
みずからの知と技を磨き
信頼の絆によって
損害の防止と補てんに努め
日本農業の発展と
うるおいのある社会づくりに
貢献します

●新組合長あいさつ



岩手県農業共済組合
組合長理事 **工藤 忠義**
くどう ただよし

組合員のみなさまには、日ごろ、農業共済事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、4月1日をもって県下1組合となる岩手県農業共済組合(NOSAI岩手)が発足いたしました。今般の合併に関し、組合員のみなさまのご理解と関係機関各位のご支援に対し、心から感謝申し上げます。

昨今のNOSAIをめぐる情勢は、政府が「農林水産業・地域の活力プラン」を策定し、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指しており、農業者の経営安定を図るセーフティネットの構築も重要であるとし、農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けた調査に併せ、NOSAI制度(農業災害補償制度)の見直しの検討が始まっております。

こうした情勢のもと、一層、NOSAI制度の機能を十分に発揮し、県内の農家経営を支えていくことができるよう、組織の体制を強化してまいります。

NOSAI制度は、昭和22年の制度施行以来、共済金の支払い等を通じて農家経営の安定に寄与してまいりました。近年では、過去に経験のない自然災害が頻発しており、被災時の経済的損失の補てんや損害防止活動などを通じて農家経営を支えるセーフティネットとして、NOSAIの役割はますます重要となっていくものと考えております。

今後も役員一同、組合員のみなさまとの接点強化を図り、みなさまから信頼される「NOSAI岩手」を目指してまいりますので、一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

●祝 辞



岩手県知事 **達増 拓也**
たつぞう たくや

このたび、県内7つの農業共済組合が合併し、「岩手県農業共済組合」が設立されましたことを、心からお喜び申し上げます。

また、役員や組合員をはじめ、関係者の皆様方のこれまでの並々ならぬ御努力に、深く敬意を表します。

農業災害対策の基幹的制度である農業災害補償制度は、農業経営のセーフティネットとして、これまでも農家の皆様の経営安定に大きく寄与してきたところであります。

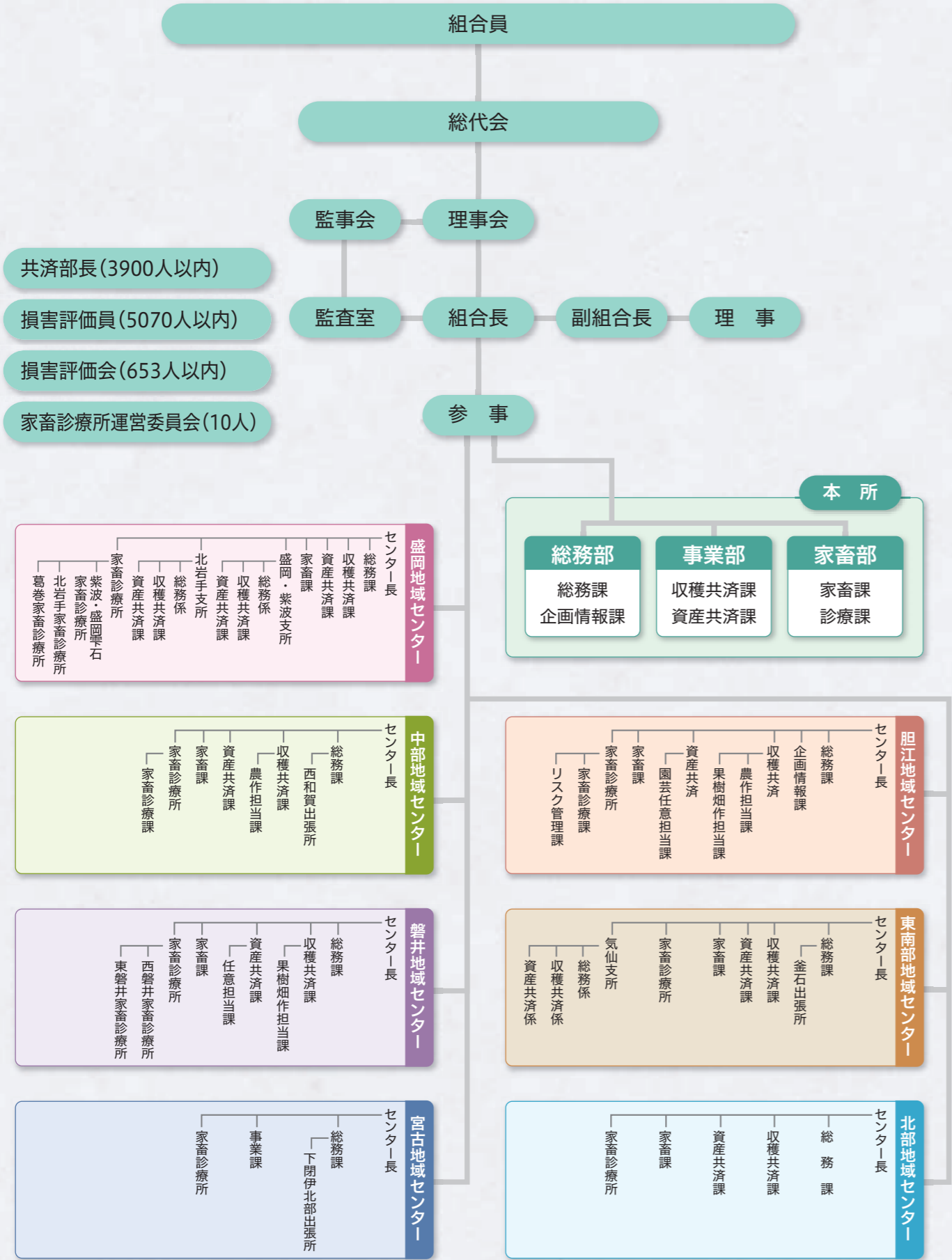
また、大雨や大雪など異常気象による自然災害が多発している近年、その役割はますます重要なものとなっております。

一方で、農業者の減少や高齢化、農業の成長産業化に向けた農協や農業委員会等に関する改革の推進等、歴史的とも言える農業改革が進められるなど、地域の農業や農村を取り巻く環境は、大きく変化しようとしております。

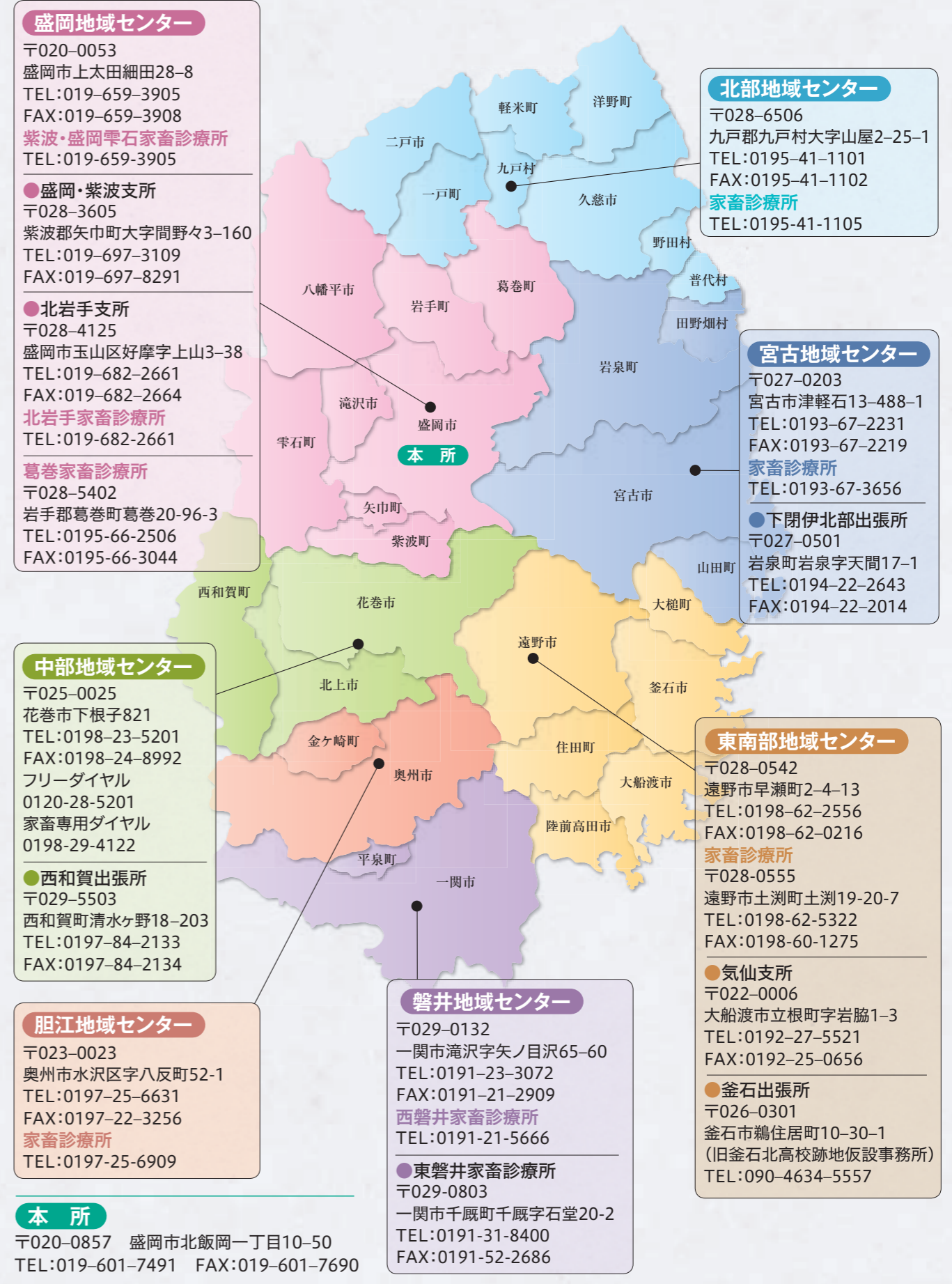
このような状況の中で、東北地方では初めて1県1組合として設立された岩手県農業共済組合は、広大な岩手県全域を対象として、強固な財政基盤のもと安定した事業運営が行われ、より質の高いサービスが組合員の皆様に提供されることにより、農家経営の安定と岩手県農業の一層の推進に寄与してくださることと大いに期待するものであります。

結びに、岩手県農業共済組合のますますの御発展と組合員の皆様の御健勝を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

組織機構図



新組合事務所配置図



農作物共済

水稲

細目書異動申告票は5月15日までに提出を

平成27年産水稲共済の細目書異動申告票の提出期限は5月15日です。

細目書異動申告票を提出する前に、加入方式や補償割合等をご確認ください。

水稲共済では、表1のように加入方式や補償割合が選択できます。それぞれ補償内容が異なるため、選択した方式によって、共済掛金や共済金支払対象となる基準が変わってきます。

NOSAIでは、十分な補償が受けられるよう、補償割合の高い加入方式や、1kg当たり補償額の1位(表2参照)をおすすめしています。

水稲共済細目書異動申告票は共済部長さんまたは各地域センターへ農作物共済担当課へ提出してください。
ご不明な点は、お近くのNOSAIへお問い合わせください。

加入方式を選択できます

【表1 加入方式・補償割合一覧】

加入方式	補償割合	共済金支払の対象となる基準
一筆方式	7割	耕地ごとに基準収穫量の3割を超える減収となったとき
	6割	耕地ごとに基準収穫量の4割を超える減収となったとき
	5割	耕地ごとに基準収穫量の5割を超える減収となったとき
半相殺方式	8割	農家の総基準収穫量の2割を超える減収となったとき
	7割	農家の総基準収穫量の3割を超える減収となったとき
	6割	農家の総基準収穫量の4割を超える減収となったとき
全相殺方式	9割	農家の総収穫量が総基準収穫量の1割を超える減収となったとき
	8割	農家の総収穫量が総基準収穫量の2割を超える減収となったとき
	7割	農家の総収穫量が総基準収穫量の3割を超える減収となったとき
品質方式	9割	減収及び品質の低下があった場合に、規格別の収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額の1割を超える減少となったとき
	8割	減収及び品質の低下があった場合に、規格別の収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額の2割を超える減少となったとき
	7割	減収及び品質の低下があった場合に、規格別の収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額の3割を超える減少となったとき

※1 半相殺方式の場合、増収筆は基準収穫量で計算します。
※2 品質方式の場合、補償割合とは別に共済金を支払う割合(9割、8割、7割、6割)を選択できます。

1kg当たり補償額を選択できます(一筆方式・半相殺方式・全相殺方式)

【表2 平成27年産の1kg当たり補償額】

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
主食用米	187円	168円	150円	131円	112円	94円	-	-
米粉用米	84円	76円	67円	59円	50円	42円	34円	25円
飼料用米	40円	36円	32円	28円	24円	20円	16円	12円

※米粉用米、飼料用米については、お住まいの地域における前年の実勢価格を上回らない範囲での選択となります。

畑作物共済

大豆・そば

加入申込みの受付が始まります

昨年の大豆・そばの作柄は概ね良好でしたが、8月の天候不順による湿潤害や台風による倒伏、ニホンジカ等による被害の被害が発生しました。
安定した経営と安心して栽培できる環境作りのためにも、大豆共済・そば共済への加入をおすすめします。

大豆

●加入申込受付開始日
5月1日から始まります。

●加入できるのは
白大豆(青大豆含む)・黒大豆
それぞれの栽培面積が5^{ha}以上の農家・生産組織
※えだまめは加入できません。

そば

●加入申込受付開始日
6月1日から始まります。

●加入できるのは
秋そばの栽培面積が5^{ha}以上の農家・生産組織
※夏そばは加入できません。

大豆・そばの補償は「販売収入」と「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金」に相当する部分が含まれています。
経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金は、自然災害により収量が減少した場合、その分は交付されませんので、畑作物共済で十分な補償が受けられるよう、補償割合の高い加入方式への加入をおすすめしています。
なお、平成27年より営農継続支払が当年産の栽培面積により算出されることに伴い、畑作物の直接支払交付金を受ける加入者の共済金は営農継続支払分を控除し算出されるほか、一定の基準を超えない基準単収の場合、交付金を受けない加入者の補償単価で引受することとなります。

加入できる方式

作物名	加入方式	補償割合	共済金支払の対象となる基準
大豆	全相殺方式	9割	農家の総収穫量が総基準収穫量の1割を超える減収となったとき
	半相殺方式	8割	農家の総基準収穫量の2割を超える減収となったとき
	一筆方式	7割	耕地ごとに基準収穫量の3割を超える減収となったとき
そば	全相殺方式	8割	農家の総収穫量が総基準収穫量の2割を超える減収となったとき

※1 半相殺方式の場合、増収筆は基準収穫量で計算します。
※2 全相殺方式は、基準収穫量を最近5力年の出荷数量を基に設定しますので、生産量の概ね全量(95%以上)をJA等へ出荷し、出荷資料から収穫量が適正に把握できることが加入の条件となります。

共済Q&A

- Q…畑作物共済で対象となる災害は?
A…風水害、干害、ひょう害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)、火災、病虫害、鳥獣害です。
- Q…補償内容は?
A…収量補償です。災害により、基準収穫量より当年の収穫量が少なかった場合、減少した収量分から方式ごとに基準収穫量の3割~1割を差し引いた分を共済減収量とし、これに補償単価をかけたものを共済金として支払います。

- Q…補償期間は?
A…発芽期(移植する場合は移植期)から収穫適期に刈り取り、圃場から搬出するまでの期間です。
- Q…補償単価はどのように取り扱われるのですか?
A…経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金」に交付申請をする農家と申請をしない農家では、1kg当たり補償価格が異なります。
また、種子用大豆、黒大豆は「畑作物の直接支払交付金」の対象外となっていますので、適用する補償単価はそれぞれの補償単価となります。
なお、補償単価は毎年、国で算定し、公表されます。平成27年産の補償単価は、パンフレットへ掲載する予定です。

詳しくはお近くのNOSAIへ

総代選挙の日程

新組合発足に伴い、新しい総代を選ぶ選挙を実施します。
 総代定数／300人（任期3年）
 執行通知／4月2日（木）
 投票日／4月25日（土）

共済掛金は口座振替で

NOSAIでは現金納入にかかる事故を未然に防止するため、共済掛金等の納入について「口座振替」の利用をすすめています。

NOSAI事業に加入いただく際の共済掛金等の納入方法は「口座振替」を利用されますようご協力をお願いします。現金または振込みでの支払いをおこなった場合、組合より加入内容等の確認の通知が届く場合がございますので、内容を確認のうえ必ず返信をお願いします。

こんな時は早めの連絡を

次の事項が発生した場合は、速やかにお近くのNOSAIへご連絡ください。

■家畜の異動報告

- ・子牛が出生したとき
- ・牛を譲渡（売却）・導入したとき
- ・育成牛が加入資格（生後6カ月）に達したとき
- ・家畜が死亡または廃用になったとき

これらの届け出がなかった場合、共済金の減額や支払対象にならない場合があります。また、異動月日は家畜改良センター（牛個体識別情報）へ届け出る月日と一致するようお願いいたします。

■建物の物件や農機具の機種に変更や事故があったとき

- ・建物共済に加入されている物件の「新築・増改築」
 - ・農機具共済に加入されている農機具の「買い替え」
 - ・事故の報告
- 報告が遅れますと共済金が支払いできない場合があります。

■名義の変更

経営移譲した場合や、組合員が死亡した場合、住所を変更した場合などは届け出が必要です。届け出用紙は、各地域センターに備えています。
 なお、取引口座にも変更が生じる場合（口座名義、口座番号等）は、届け出の際に金融機関に登録している印鑑もご持参ください。

お世話になりました

平成27年3月31日付で19名の職員が退職いたしました。

■NOSAI盛岡

- 熊谷幸博（総務部長）
- 八木弘光（総務課課長補佐）
- 畠山義男（事業一課長）
- 佐藤和典（紫波・盛岡半石家畜診療所技師）
- 菅川正（盛岡・紫波支所長）
- 川村拓泉（盛岡・紫波支所事業一課長）
- 佐々木厚徳（北岩手支所事業一課係長）
- 田村直紀（北岩手支所事業一課主事補）

■NOSAI岩手中部

- 設楽文隆（収穫共済課長兼農作担当課長）
- 中里久美子（家畜診療所長補佐）
- 森重大作（家畜診療所技師）

■NOSAI胆江

- 新妻唯夫（リスク管理課長）
- 森田靖（家畜診療所長）
- 及川久耕（嘱託）

■NOSAI磐井

- 菊池清貴（参事）
- 千葉淳（総括主幹兼家畜課長兼家畜診療所長）
- 大平亮太（東磐井家畜診療センター技師）

■NOSAI東南部

- 岩間一実（参事）
- 及川仁志（気仙支所長）

たくさんのご応募ありがとうございました

新組合が発行する広報紙の名称が「NOSAIいわて 結いの大地」に決定しました。昨年度、名称募集を行ったところ、県内各地からお寄せいただいた作品は67通になりました。ご応募いただいた皆さまに心よりお礼申し上げます。採用者3人には感謝状と記念品を、最終候補名称応募者2人には記念品をお送りします。

採用者

「NOSAIいわて」
 阿部慶子さん（紫波町）、高橋洲美照さん（花巻市）
 「結の大地」
 千葉信さん（奥州市）

最終候補名称応募者

岩渕由利子さん（奥州市）、藤井聖子さん（花巻市）

日本に古くから伝わる、互いに助け合う「結（ゆい）」という習慣。NOSAIは、このたびの合併で県内7組合をひとつとし、広大な岩手の大地をひとつの大きな「結」として結び、より一層、県内農家の皆さまの農業経営を支え、信頼される組織を目指します。そして、皆さまとNOSAIをつなぐ架け橋となり、NOSAIを身近に感じられる広報紙をお届けします。